

千葉県勤労市民プラザ管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市規則第8号

千葉県勤労市民プラザ管理規則の一部を改正する規則

千葉県勤労市民プラザ管理規則（平成3年千葉市規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表その他の部ビデオプロジェクターの項、放送設備機器の項及びアップライトピアノの項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同部陶芸用電気釜の項中「陶芸用電気釜」を「陶芸用電気窯」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

別表第2項の表ビデオプロジェクターの項、放送設備機器の項及びアップライトピアノの項中「1,080円」を「1,100円」に改め、同表陶芸用電気釜の項中「陶芸用電気釜」を「陶芸用電気窯」に、「3,240円」を「3,300円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、平成31年10月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。